

## 移住・定住者に奨励金を交付します

神崎町への移住・定住の促進を図るため、移住・定住奨励金及び住宅リフォーム補助金を交付します。

### 移住・定住奨励金

- 対象者 神崎町に住宅を新築し、又は購入した者であって、次のいずれにも該当する者
- (1)神崎町に転入し5年以上居住する予定の者
  - (2)当該対象住宅に居住し、かつ、当該対象住宅の所在地を住所とする者
  - (3)当該対象住宅を所有している者
  - (4)自己及びその属する世帯の世帯員のいずれにも町税、介護保険料、保育料、水道料の滞納がない者
- 奨励金 基礎額 **50万円**
- 加算額 (1)39歳以下であるとき **20万円**
- (2)同居する世帯員に満18歳未満の子があるとき **子1人につき5万円**
- (3)新築の場合において、町内業者が施工したとき **20万円**

### 住宅リフォーム補助金

- 対象工事 神崎町に所在する一戸建ての住宅のリフォーム工事を行う者であって、次のいずれにも該当するもの
- (1)町内業者が行なう工事
  - (2)その請負の対価の額が20万円以上の工事
  - (3)他の制度による補助の対象とならない工事
  - (4)その完了予定時期が当該年度の3月20日以前である工事
- 対象者 住宅の居住性を良好にするために行う増築、改築、修繕若しくは模様替え又は住宅の機能を向上させるために行う補修、改造若しくは設備改善に係る工事であって、「移住・定住奨励金」の対象者に該当するもの
- 補助金 リフォーム工事に要する費用の額の10分の1に相当する額 上限 **30万円**
- 詳細につきましては、まちづくり課企画係（☎2114）へお問合せください。

## 全国健康保険協会(協会けんぽ)千葉支部からのお知らせ

### □平成30年度保険料率について

平成30年度の協会けんぽ千葉支部の健康保険料率については、平成29年度と同率の9.89%に据え置きとなります。一方、介護保険料率(全国一律)については、現状の1.65%から1.57%に引き下げとなります。(平成30年3月分(4月納付分)より変更)

○問合せ 協会けんぽ千葉支部 企画総務グループ☎043-308-0522

### □健康診断を受けましょう

協会けんぽでは、加入者のご家族(40～74歳の被扶養者)を対象に特定健診を実施しております。

健診は、疾病の予防や早期発見に欠かせないものであり、日頃の生活習慣を見直すチャンスでもあります。健診費用の一部を協会けんぽが補助しておりますので、年に1度は必ず健診を受診しましょう！なお、健診受診に必要な受診券は、4月上旬にご自宅へお送りいたします。詳しくは、協会けんぽ千葉支部健診専用ダイヤルへお問合せください。

○問合せ 協会けんぽ千葉支部 健診専用ダイヤル☎043-308-0525